平成２２年（フ）第２７８４号
名古屋市中川区東中島町２丁目84番地　東中島荘202号
破産者　板倉　フサ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４９号
愛知県あま市新居屋江上田14番地22
破産者　野村　忠彦
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５０号
愛知県あま市新居屋江上田14番地22
破産者　野村　澄子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２号
愛知県豊川市八幡町宮下43番地の２　ベルファイブＮ棟103号
破産者　桑原　秀和
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７０２号
京都市山科区四ノ宮新開畑22番地62
破産者　岡田　美子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
京都府京丹後市峰山町丹波1059番地の２、前住所京都府京丹後市大宮町善王寺625番地の16
破産者　谷山　清勝
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４９２号
香川県善通寺市中村町1712番地１　コーポサンライズ201号室、開始決定時の住所神戸市中央区布引町２丁目４番18号
破産者　平山　生子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
奈良市東九条町794番地　21―306号
破産者　平井かほる
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地100
破産者　久保　　尚
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
沖縄県豊見城市字豊見城534番地１
破産者　棚原　清子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１１号
北海道旭川市旭神町19番地の61
破産者　河邑　英義
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１９号
北海道旭川市大町１条12丁目97番地の285　ロンシャン大町１―102号
破産者　三邑　和久
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
北海道帯広市依田町29番地５　ビューハイツ古田218号、破産手続開始時の住所北海道帯広市南の森西１丁目４番地３
破産者　佐藤　年正
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
北海道帯広市大通南21丁目５番地
破産者　川村　佳三
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
北海道帯広市西17条南４丁目20番４号　アビタヤマコ202
破産者　船木　孝麿
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
北海道帯広市西16条南６丁目９番４号
破産者　野田　好子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
青森市安方２丁目11番16号
破産者　長内　洋子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
盛岡市緑が丘１丁目１番６号
破産者　田村　茂実
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４９号
宮城県東松島市野蒜字南余景68番地143、前住所宮城県石巻市蛇田字新下前沼61番地８
破産者　安井　　覺
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
秋田市牛島東４丁目４番33号
破産者　西方　　光
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部